関東地方整備局告示第363号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年8月3日

関東地方整備局長 中島 威夫

- 第1 起業者の名称 千葉県
- 第2 事業の種類 田園空間整備事業大クス展望公園(仮称)建設工事
- 第3 起業地
 - 1 収用の部分 千葉県香取市府馬字奥ノ堆、字山ノ堆、字時ノ台及び字山ノ下地内
 - 2 使用の部分 なし
- 第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、千葉県香取市府馬地内における4,804㎡の土地を起業地とする 田園空間整備事業大クス展望公園(仮称)(以下「展望公園」という。)建設工事(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、千葉県が食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(以下「農村基本法」という。)及び食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣議決定) (以下「農村基本計画」という。)に基づき展望公園の建設を行うものであり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、田園空間整備事業の一環として、千葉県香取市府馬字奥ノ堆、字山ノ 堆、字時ノ台及び字山ノ下地内において実施される展望公園の建設工事である。

本件事業の起業者である千葉県は、食料、農業及び農村に関し、農村基本法第8条において、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。」こととされており、また、農村基本計画において、農業に関する学習及び農業体験の機会の充実等を図ること、農村における生活文化等の保全等に資するため及び地域固

有の資源の活用により都市住民との交流の増大を図るための公園等の整備を推進する こととされているところであり、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、千葉県香取市府馬地内の高台に展望公園を建設し、展望台や散策道等を整備し、隣接する国の天然記念物「府馬の大クス」(以下「大クス」という。)を訪ねる人々と地域住民の交流の場として、さらに眼下に広がる「麻績千丈ヶ谷」と呼ばれる田園景観を展望し、農業施設等の歴史的資源の意義や農業の大切さを学ぶ場として活用するものである。

本件事業が完成すると、学校教育との連携により、児童が大クスや田園景観を見学でき、農業等に関する学習の向上が図られるとともに、農業や農村地域の歴史及び文化に関する理解と親しみが深まり、また、都市と農村との交流及び農村振興を促進する施設として地域の活性化に大きく寄与することとなる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者は施工の際には、低振動・低騒音の建設機械を使用する等環境への影響に配慮した工事を行うところである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地「山ノ下城跡」が存在するが、起業者が千葉県教育委員会に照会したところ、平成16年度までに発掘調査が完了し、本件事業の施行に支障がない旨回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、千葉県、小見川町(現香取市) 山田町(現香取市)及び千葉県土地改良事業団体連合会並びに学識経験者で構成する千葉県田園空間整備委員会が策

定した小見川・山田地区田園空間博物館基本計画において、田園空間博物館のサテライト施設として位置づけられている。施行位置については、古くからの文化遺産や農業・農村景観が残され、自然と親しむ場としての機能を十分果たすことができるよう、山田町(現香取市)が選定された。

具体的な候補地については、「麻績千丈ヶ谷」の景観が眺望できる高台にある候補地として本件事業の起業地の他2箇所が選定され、3箇所を比較すると、

大クスに隣接し、神社等が近接していることから、多くの来場者が期待できる こと。

標高が最も高く位置し「麻績千丈ヶ谷」の広大な田園景観全体が一望できること。

市街地に近く、県内外からの交通の利便性が比較的良く、集会及び学習等の施設が隣接していること。

現状の地形を生かすことにより、最も小規模且つ廉価な費用で工事ができること。

等の利点から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較 衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがっ て、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法 第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、展望公園は訪ねる人々と地域住民の交流の場として、また農業施設等の歴史的資源の意義や農業の大切さを学ぶ場として活用されることを目的としている。更に、平成15年度に山田町が策定した「第4次山田町総合計画」の「やすらぎの地域環境づくり」において、「大クス展望公園の整備を図る」ことが必要と位置付けられていることからも、早期に事業を施行する必要が高いものと認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 千葉県香取市役所